

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二十六条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号（鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性に関する認証の業務に従事する者の講習を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

別表中「現地調査」を「現地調査等」に改める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫